平成２７年（フ）第７６５号
東京都武蔵野市境南町３丁目１番７号フラワー荘202
債務者　柴田　昭成
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８４６号
東京都府中市武蔵台１丁目10番地の２　402
債務者　フランシスコ　ベロニカ　バシーラ
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７６８号
神奈川県綾瀬市落合南２丁目10番28号　ハイツボナール102
債務者　飯塚　　秀
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３８号
静岡県藤枝市大東町940番地の１　宮前北３号
債務者　内田　智義
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８３号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目37番10号
破産者　有限会社ジャパン・プロダクション
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２４１号
札幌市厚別区厚別南１丁目５番25号
破産者　株式会社明成ライン
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８号
山形市宮町１丁目10番17号
破産者　有限会社青写真感光社
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
群馬県邑楽郡板倉町大字細谷386番地の１
破産者　有限会社暁開発
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第７６号
群馬県邑楽郡板倉町大字細谷386番地の１
破産者　株式会社ミティー
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１５８号
名古屋市瑞穂区高田町５丁目２番地３ＫＩＮＧ・ＯＦ・ＢＥＣＫＡＭ
破産者　株式会社ウエディングプランニング（旧商号株式会社クイーンマリアージュ名古屋）
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６４号
福島県南相馬市原町区上太田字石積243－１
安藤・間ＪＶ宿舎　石積、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字青山字金剛201番地１　Ａｚｕｒｅ301
破産者　トーショウことカツマ工業こと　首藤　勝利
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５８号
愛知県春日井市松河戸町1060番地１
破産者　株式会社オフィス中西
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８１９号
大阪市東淀川区東中島１丁目21番33号
破産者　森研工業株式会社
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７２０号
大阪府豊中市利倉２丁目７番33号
破産者　株式会社橋本基礎興業
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０１０号
大阪市西淀川区大和田２丁目６番８－1006号
破産者　株式会社テックハマダ
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３００２号
大阪市旭区生江１丁目９番20―208号
破産者　澤谷ゴム工業株式会社
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９１号
堺市堺区北三国ヶ丘町４丁４番７号
破産者　株式会社キタノ商会
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６７６号
堺市中区福田536番地１
破産者　株式会社フードバザール
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５６８号
神戸市東灘区深江浜町78番地の１
破産者　株式会社神戸スイート倶楽部
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部